

令和7年度税制改正のポイント

令和6年12月20日に、与党より「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。改正ポイントについて、一部紹介させていただきます。

個人所得課税

◎年収103万円の壁対応

| 項目 | 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------|--|----------------------|---|------------------------------|
| | 適用要件 | 控除額等 | 適用要件 | 控除額等 |
| 給与所得控除 | - | 最低保障額 55万円 | - | 最低保障額 <u>65</u> 万円 |
| 基礎控除 | 本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 | 48万円 32万円 16万円 | 本人の合計所得金額 <u>2,350</u> 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 | 58万円 48万円 32万円 16万円 |
| 配偶者控除 | 同一生計配偶者の合計所得金額要件 48万円以下 | 38万円 | 同一生計配偶者の合計所得金額要件 <u>58</u> 万円以下 | 38万円 |
| 配偶者特別控除 | 控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 48万円超133万円以下 | 1万円～38万円 | 控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 <u>58</u> 万円超～133万円以下 | 1万円～38万円 |
| 扶養控除 (特定扶養、老人扶養含む) | 扶養家族の合計所得金額要件 48万円以下 | 38万円～63万円 | 扶養家族の合計所得金額要件 <u>58</u> 万円以下 | 38万円～63万円 |
| 特定親族特別控除 (仮称) | | | 一定の親族(※)の合計所得金額 <u>58</u> 万円超～ <u>123</u> 万円以下 | <u>63</u> 万円～ <u>3</u> 万円 |
| 障害者控除 | 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下 | 27万円～75万円 | 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 <u>58</u> 万円以下 | 27万円～75万円 |
| 寡婦控除 | 扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下 | 27万円 | 扶養親族の合計所得金額要件 <u>58</u> 万円以下 | 27万円 |
| ひとり親控除 | 生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 48万円以下 | 35万円 | 生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 <u>58</u> 万円以下 | 35万円 |
| 勤労学生控除 | 勤労学生の合計所得金額要件 75万円以下 | 27万円 | 勤労学生の合計所得金額要件 <u>85</u> 万円以下 | 27万円 |
| 家内労働者等の特例 | - | 55万円 | - | <u>65</u> 万円 |

(※) 一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

○適用時期 令和7年分以後について適用

○生命保険料控除の拡充

- ①23歳未満の扶養親族がいる場合には、**新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額**が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。
- ②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、**一般生命保険料控除の適用限度額**が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。
- ③一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は**現行の12万円から変更されない**。

○適用時期 令和8年分について適用

法人所得課税

○中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等の所得金額の内、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15% (本則課税：19%) の適用時期が、「令和7年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「令和9年3月31日までに開始する事業年度」となる。ただし、次の見直しを行う。

①所得金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率を15%から17%に引き上げる。

②グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする。

○適用時期 令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用

○中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制について、適用期限を**2年延長**する。

○適用時期 令和9年3月31までの間に事業の用に供した資産に適用される

○中小企業経営強化税制の見直し・延長

①生産性向上設備(A類型)について、経営力向上の指標を見直す。

②収益力強化設備(B類型)について、

・投資計画における年平均の投資利益率の見込みを5%から7%以上に引き上げる。

・売上高100億円超を目指す中小企業に対して、建物が税制の対象設備となる拡充措置を講じる。

③上記の措置を講じた上、適用期限を2年延長する。

※引き続き自民、公明、国民民主の三党による協議が行われる見通しであり、今後の三党協議や国会の議論を注視する必要があります。

その他詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。